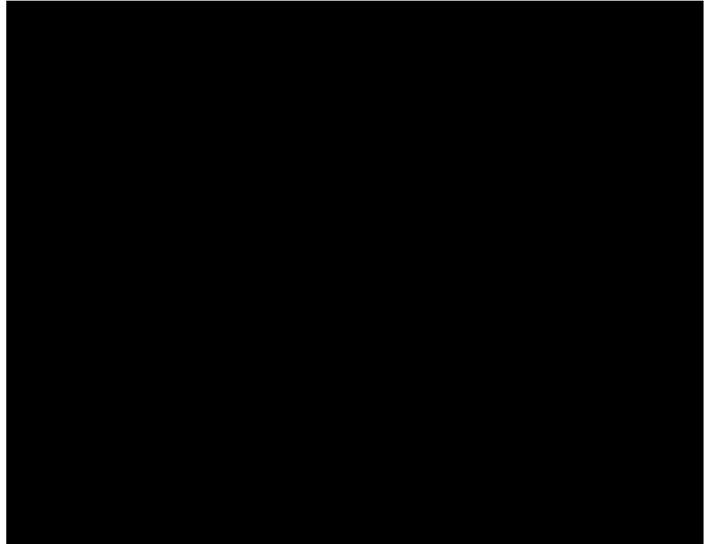


法令適用事前確認手続照会書

令和8年2月17日

消費者庁取引対策課長 殿



消費者庁における法令適用事前確認手続に関する細則の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。また、照会対象法令（条項）の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合には、照会者名が公表されることに同意します。

記

1 法令名及び条項

特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第58条の12第1項、第58条の13第1項

2 実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為（必要であれば資料の添付ができる）

(1) 事業の概要

当社は、一般消費者が所有する動産（例：貴金属、宝飾品、時計、ブランドバッグ・小物、衣類等）について、商業施設等における期間限定の「催事買取」を実施し、当該会場において査定・買取（売買契約の締結及び代金支払）を行う事業を計画している。催事買取は、消費者の住居その他私的空間（自宅、勤務先、滞在先客室等）には立ち入らず、専ら一般消費者が自由に立ち入りできる公開された場所で行う。

(2) 実施場所

当社が予定する催事買取は以下の2類型である。

【類型1】 区画された催事区画・展示場型

次のような場所において、施設管理者との契約に基づき、一定期間、買取催事を実施する。

- ・百貨店・ショッピングモール等の催事エリア
- ・ホテルの宴会場、貸会議室、ホール等（展示会・催事の開催が通常想定される施設）

当該会場内に、査定・契約締結・代金支払のための設備（机・椅子・什器、掲示物、契約書類一式、レジ相当設備等）を設置し、当該場所において取引を完結させる。

【類型2】 商業施設の共用部等における簡易ブース型

次のような商業施設内外の共用スペース等を利用し、買取催事を実施する。

- ・センターコート（モール中央部の吹き抜け広場等）
- ・エスカレーター脇、出入口付近等の空きスペース
- ・施設外の軒先・ピロティ等（施設敷地内で施設管理者が利用を許諾する場所）

この類型においても、当社は同一の区画（同一地点）を占有利用し、当該区画に、買取のための仮設ブース（机・椅子・什器、掲示物等）を連続して設置・運用する。ブースの態様としては、パネル・ロープ等により動線上の区分を付す場合と、机・掲示等を中心とする簡易な態様の場合があり得る。いずれの場合も、当社は「買取を行う場所」であることが外形上明確となるよう設営する。

(3) 実施期間・運営方法（全類型共通）

ア 実施期間

各催事は、最低2～3日以上連続した期間、同一場所で行う。

イ 掲示

会場内又はブース前面において、当社が購入（買取）する物品の種類（例：貴金属、時計、ブランド品等）を掲示し、当社が何を購入しようとしているかが外形上明確となるようにする。

ウ 消費者の自由な選択

消費者は、物品を持ち込むか否か、査定を依頼するか否か、査定結果を踏まえて売却す

るか否か、いずれの物品を売却するかを、終始自由に選択できる運用とする。途中退席・中止を妨げない。

エ 契約締結・代金支払

消費者が査定額に同意し売却を希望した場合には、当該会場において売買契約を締結し、当社は代金を支払う（支払方法は、原則として現金）。

本人確認・古物営業法上の対応等は別途社内規程により適正に行う。

(4) 広告方法

催事の実施に先立ち、当社はチラシ、ウェブサイト等により、次の事項を告知する。チラシは不特定多数向けの一般告知として行う。

- ・催事の日時・場所
- ・買取対象の物品の種類
- ・当社の名称、連絡先等

(5) 実施しない行為

当社は、本照会に係る事業活動として、以下を実施しない。

- ・通行人を積極的に呼び止める、執拗に追従する等の個別勧誘
- ・特定の者を会場に誘導するための送迎、会食提供、謝礼提供等
- ・「来場を求めて個別に日時場所を指定する」など、実質的に自由な選択を阻害し得る態様の誘引

3 当該行為と照会対象法令（条項）の規定との関係についての自己の見解及び根拠

(1) 当社の見解

当社が予定する上記【類型1】及び【類型2】の催事買取は、いずれも、特商法第58条の4にいう「訪問購入」には該当しない。

(2) その根拠

ア 「訪問購入の定義」

特定商取引に関する法律において「訪問購入」とは、購入業者が営業所等以外の場所で売買契約の申込みを受け、又は売買契約を締結して行う物品の購入をいう（第58条の4）。

そして、令和5年4月21日付け通達（「特定商取引に関する法律等の施行について」）において、「一定の期間にわたり、購入する物品の種類を掲示し、当該種類の物品を購入する場所であつて、店舗に類するもの」（同法施行規則第1条5号）については、

①最低2、3日以上期間にわたって、②売買契約の相手方がどの物品を売却するか、

また物品を売却するか否かを自由に選択できる状態の下で、購入業者が何を購入しようとしているのかが外形上明確であるように購入する物品の種類を掲示しており、③展示場等購入のための固定的施設を備えている場所、という3要件を満たす場合をいうとされている。

さらに、ホテル、公会堂、体育館、集会所等であっても、上記3要件を満たす形態で購入が行われていれば、「店舗に類するもの」での購入に該当する旨が明示されている。

イ 【類型1】について

上記【類型1】(区画された催事区画・ホテル宴会場等)では、

- ・催事が最低2～3日以上期間にわたり、同一会場で継続すること
- ・チラシ等で物品の種類を告知し、会場掲示においても購入物品の種類を明示すること
- ・会場内に査定・契約締結・支払に必要な設備(机・椅子・什器、掲示等)を設置し、当該場所での買取取引が完結すること
- ・消費者が売却の有無・売却対象を自由に選択でき、途中退席等も妨げられない運用であること

から、上記通達が示す3要件を充足し、当該会場は「店舗に類するもの」に該当する。よって、当該会場で行われる買取は「店舗等以外の場所」で行われるものではなく、「訪問購入」には該当しない。

ウ 【類型2】について

上記【類型2】(センターコート、エスカレーター脇、出入口付近、ピロティ等)は、場所の性質上、上記通達が示す3要件のうち、③の「固定的施設」を備えている場所に該当するかどうか問題となり得る。

しかし、上記通達において、「比較的短期間に設定されるものを念頭」に置くこととされており、ここでいう「固定的施設」は、恒久的な建築設備に限られず、当該期間中、同一場所で継続的に購入を行うために設けられ、取引が完結できる程度に「場を構成する設備」を含むものと解すべきである。

当社は、【類型2】においても、(i)最低2～3日以上連続開催、(ii)物品種類の掲示、(iii)同一場所で継続設置される買取ブース(机・椅子・什器、掲示物等)により、当該場所が買取のための設備を備えることを外形上明確化し、消費者が自由意思で参加・離脱できる運用を徹底する。

したがって、当該ブースは「展示場等購入のための固定的施設」を備える場所として「店舗に類するもの」に該当し、当該場所での買取は訪問購入に該当しない。

エ 東京地判平成20年3月28日(判タ1276号323頁)を踏まえた運用
東京地判平成20年3月28日は、ホテル等での展示会における販売について、形式的

に店舗に類する場所ということができるとしても、消費者が販売員に迎えに来てもらい食事提供を受けるなどして自由に商品を選択できる状況にないこと等を理由に、店舗に類する場所に該当しないとしている。

当社は、上記裁判例が問題とした「自由な選択の可能性」（任意性）を害する要素を排除するため、上記のとおり、送迎、会食、謝礼等による誘引や、呼び止め等の個別勧誘を行わない。したがって、上記態様での催事買取は、通達が示す3要件を充足するものとする。